

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○土地改良区の役員の就任の届出.....	(農業支援課)	15
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	15
○土地改良法による道営換地処分.....	(農業施設管理課)	15
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	15
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	16
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課)	16
○道路の供用の開始.....	(道路課)	16
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路課)	16
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....	(河川課)	17

支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	17
----------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	19
----------------------	----

告 示

北海道告示第75号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新十津川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成19年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成19.1.24	理事	阪口徳幸	樺戸郡新十津川町字吉野499番地8

北海道告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（共和第2地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、農道、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成19年2月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第77号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、栗山町旭大地区の換地処分をした。

平成19年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第78号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 石狩市厚田区安瀬99
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 石狩市厚田区聚富1184（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町静内西川19の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに石狩市役所及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第79号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 上川郡美瑛町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第80号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年農林水産省告示第66号のとおりである。

平成19年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不分明な者 久遠郡せたな町瀬棚区北島歌472の5所在の森林について所有権を有する 田 中 優 子

(2) 掲示場所 せたな町役場

2(1) 所在が不分明な者 爾志郡乙部町字三ツ谷62、389、390所在の森林について所有権を有する 岡 島 裙 子

(2) 掲示場所 乙部町役場

3(1) 所在が不分明な者 苫前郡苫前町字栄浜108の1所在の森林について所有権を有する 奥 泉 仁 郎

(2) 掲示場所 苫前町役場

北海道告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 利尻富士利尻線	利尻郡利尻富士町鷺泊字大磯312番2地先（国有未開地）から 利尻郡利尻富士町鷺泊字大磯502番地先（国有未開地）まで	平成19. 2. 6

北海道告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域							調達をする物品等の名称及び数量は、次のアからカまでに掲げるものについて、それぞれ次のアからカまでに定めるところによるものとし、それぞれ入札を実施する。	
路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	ア 複写機の賃貸借その1	
古 平 神 恵 内 線 北海道小樽土木現業所	古平郡古平町大字浜町字ロクシナイ国有林 石狩森林管理署3390林班い小班地先から 古平郡古平町大字浜町字ロクシナイ国有林 石狩森林管理署3390林班い小班地先まで		前	28.61mから 41.08mまで	44.75m	—	(ア) 複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。))の供給を含む。以下同じ。) 2台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価	
			後	30.53mから 42.82mまで	44.75m	—	(イ) 調 達 台 数 2台 (ウ) 調 達 予 定 枚 数 1台につき1か月当たり9,200枚	
金 山 幾 寅 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	空知郡南富良野町字金山1047番1地先から 空知郡南富良野町字金山1047番1地先まで 空知郡南富良野町字金山1032番3地先から 空知郡南富良野町字金山1047番1地先まで		前	18.18mから 18.18mまで	200.00m	—	イ 複写機の賃貸借その2	
			後	18.18mから 18.18mまで	200.00m	—	(ア) 複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価	
			後	9.00mから 18.18mまで	325.50m	—	(イ) 調 達 台 数 1台 (ウ) 調 達 予 定 枚 数 1か月当たり77,400枚	
			ウ 複写機の賃貸借その3					
							(ア) 複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価	
							(イ) 調 達 台 数 1台	
							(ウ) 調 達 予 定 枚 数 1か月当たり31,800枚	
							エ 複写機の賃貸借その4	
							(ア) 複写機の賃貸借 5台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価	
							(イ) 調 達 台 数 5台	
							(ウ) 調 達 予 定 枚 数 1台につき1か月当たり31,000枚	
							オ 複写機の賃貸借その5	
							(ア) 複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価	
							(イ) 調 達 台 数 1台	
							(ウ) 調 達 予 定 枚 数 1か月当たり33,700枚	
							カ 複写機の賃貸借その6	
							(ア) 複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価	
							(イ) 調 達 台 数 1台	
							(ウ) 調 達 予 定 枚 数 1か月当たり20,800枚	
							(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。	
							(3) 契 約 期 間 契約期間は、(1)のアからカまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次のアからカまでに定めるところによる。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更し、又は組織機構の統合、改編、再編若しくは廃止により当該契約期間を変更することが有り得る。	
							ア 複写機の賃貸借その1 平成19年4月2日から平成22年3月31日まで	

北海道告示第83号	
河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。	
その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。	
平成19年2月6日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 河 川 の 名 称	二級河川安平川水系旧勇払川
2 廃川敷地が生じた年月日	平成19年2月6日
3 廃川敷地等の位置	(左岸) 苫小牧市字沼ノ端229番3地先から229番6地先まで (右岸) 苫小牧市字沼ノ端230番39地先から230番2地先まで
4 廃川敷地等の種類及び数量	土地 11,522.77㎡

支 庁 告 示	
北海道上川支庁告示第13号	
次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
平成19年2月6日	
北海道上川支庁長 富 樫 秀 文	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	

- イ 複写機の賃貸借その2 平成19年4月2日から平成22年3月31日まで
 ウ 複写機の賃貸借その3 平成19年4月2日から平成22年3月31日まで
 エ 複写機の賃貸借その4 平成19年4月2日から平成22年3月31日まで
 オ 複写機の賃貸借その5 平成19年4月2日から平成22年3月31日まで
 カ 複写機の賃貸借その6 平成19年4月2日から平成22年3月31日まで
- (4) 納入場所及び台数
 納入場所は、(1)のアからカまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次のアからカまでに定める場所に納入すること。
- ア 複写機の賃貸借その1 旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道上川支庁地域振興部課税課 2台
- イ 複写機の賃貸借その2 旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道上川支庁地域振興部地域政策課 1台
- ウ 複写機の賃貸借その3 旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道上川支庁産業振興部商工労働観光課 1台
- エ 複写機の賃貸借その4 旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道上川支庁産業振興部調整課 2台
 空知郡中富良野町丘町7番11号
 北海道上川支庁南部耕地出張所 1台
 旭川市東鷹栖4条3丁目636番地
 北海道上川支庁中部耕地出張所 1台
 士別市東山町3294番49
 北海道上川支庁北部耕地出張所 1台
- オ 複写機の賃貸借その5 旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道上川支庁産業振興部林務課 1台
- カ 複写機の賃貸借その6 旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道上川保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課 1台
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること(平成17年北海道告示第9号の第7又は平成18年北海道告示第23号の第7の規定により、物品の購入(複写サービスに係るものに限る。)の資格を有するため、物品の賃貸借(複写機に係るものに限る。)の資格を有するとみなされた者を含む。))。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 道と締結した契約の履行に当たり、粗雑な契約履行、履行遅滞など債務者の責に帰すべき理由による契約不履行その他重大な又は悪質な契約違反(以下「契約不履行等」という。)をした者について、この入札に係る契約については契約不履行等をするおそれがないと認められること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたこと及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の決定を受けてないことが確認できた者であること。
- (5) 調達をする物品等の要求する仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速な点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。)の供給の体制が整備されているものと認められること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成19年2月6日から27日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道上川支庁地域振興部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道上川支庁地域振興部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎 3階
 入札室(送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁地域振興部総務課)
- (2) 入札日時 平成19年3月6日 午前10時30分
 (送付による場合は、平成19年3月5日までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る公告 平成18年3月7日付け北海道上川支庁告示第17号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道上川支庁地域振興部総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。ただし、入札説明書の交付に代えて、当該入札説明書の内容を記録した電磁的記録を電子メールにより送信することもできるので、電子メールによる送信を希望する場合は、その旨を電話で10に定める契約担当組織に申し出る こと。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 入札は1の(1)に掲げる複写機の賃貸借その1からその6までについてそれぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により当該複写機の賃貸借その1からその6までごとにそれぞれ定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1か月当たりの賃貸借の基本料金の入札金額（単価）に、複写1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。 なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。 10 そ の 他 北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川支庁地域振興部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 電話番号 0166-46-5906 11 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured Lease of copy machines (Maintenance services and consumable supply included, except paper and staples) : Lease of copy machine No. 1 : 2 machines Lease of copy machine No. 2 : 1 machine Lease of copy machine No. 3 : 1 machine Lease of copy machine No. 4 : 5 machines Lease of copy machine No. 5 : 1 machine	Lease of copy machine No. 6 : 1 machine B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M. March 6, 2007 (Mailed bids must arrive no later than March 5, 2007) C . Contact Administrative Division, Department of Regional Promotion, Kamikawa Subprefectural Office, Hokkaido Government Address : 1-1, 6-jo 19-chome, Nagayama, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan Phone : 0166-46-5906
	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第14号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成19年2月6日 北海道警察本部長 樋 口 建 史 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量） 航空タービン燃料油 JIS 3号 430,000 ℓ (2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。 (3) 契 約 期 間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで (4) 納 入 場 所 札幌市東区栄町964番 北海道警察本部地域部航空隊 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。 (4) 納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

ならない。

ア 申 請 の 時 期 平成19年2月6日から3月9日まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入 札 日 時 平成19年3月20日 午前9時30分
(送付による場合は、平成19年3月20日午前9時まで必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道警察本部総務部会計課に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>)から閲覧・印刷することができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2237

10 Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : A unit price per liter :
Aviation turbine fuel (JIS 3) 430,000 liters

B . Bid submission time and date : 9 : 30 A. M., March 20, 2007

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department,
Hokkaido Prefectural Police Headquarters

Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Extension 2237